

障害者の雇用と法定雇用率引上げ

2013年4月1日、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者法定雇用率が民間企業は1.8%から2.0%へ、国・地方自治体等は2.1%から2.3%へ、都道府県等の教育委員会は2.0%から2.2%へとそれぞれ引き上げられた。厚生労働省の「平成25年障害者雇用状況」の集計結果によれば、民間企業、国・地方自治体、都道府県等の教育委員会のいずれも、障害者の実雇用率が上昇している。また、障害種別の伸び率が明らかにされている民間企業については、精神障害の実雇用率が大幅に伸びている。ただし、雇用者数では、身体が303,798.5人、知的が82,930.5人、精神が22,218.5人となっており、障害者雇用者数のうち精神障害が占める割合はわずか5%に過ぎない。

	法定雇用率	実雇用率	前年との比較	障害種別ごとの伸び率		
				身体	知的	精神
民間企業	2.00%	1.76%	0.07%上昇	4.40%	11%	33.80%
国	2.20%	2.44%	0.13%上昇			
都道府県	2.20%	2.52%	0.09%上昇			
市町村	2.20%	2.34%	0.09%上昇			
教育委員会	2.30%	2.01%	0.13%上昇			

(資料厚生労働省 「平成25年障害者雇用状況」の集計結果より作成。)

こうした状況を反映してか、2016年4月より施行が予定されている改正障害者雇用促進法では、法定雇用率の算定基礎の対象について、従来は身体障害+知的障害となっていたものを、身体障害+知的障害+精神障害とすることとし（これについては2017年4月1日を施行期日とし、2023年3月31日までの猶予期間を設定している）、精神障害者の雇用を義務化している。

しかし、精神障害者の場合、他の障害種別と違い、状態が安定しづらいことから、就職後の定着が難しい状況にある。厚生労働省の「平成20年度障害者雇用実態調査結果」によれば、障害種別ごとの平均勤続年数は、身体9年2か月、知的9年2か月、精神6年4か月となっている。この点について具体的にみると、川崎市の「平成24年度の障害者就労支援機関実態調査」では、同市障害者就労支援機関（就労支援センターおよび社会参加支援センター）を通じて一般就労した障害者（2009年度中に就職）した者で、就職3年経過後に定着している割合は、身体・知的とも75%超えるのに対し、精神は46.9%にとどまっている。

障害者が一般就労する上で、就労移行支援事業所を経るケースが増えている。就労移行支援事業では、就労移行支援事業所に対し、就職後も就労移行支援体制加算が発生する仕組みとなっている。ところが、この就労移行支援体制加算の発生は障害種別に関わらず、6か月までとなっている。他の障害種別と比べて定着が難しい精神障害についても他の障害種別と同様、一律6か月とするものの適否についてさらに検証する必要がある。就職の定着率が相対的に低い要因について、企業等受入組織側の要因、就職者側の要因、そして就労移行支援事業制度上の要因を分析し、適切に対処できる政策手法を選択することである。

また、一般就労後の定着支援が重要であり、そもそも6ヶ月はジョブマッチングを評価する機能は果たすものの、その後の職場定着等の点からは期間的に不十分であり、就労後の6ヶ月を超える一定期間、就労移行支援事業所が独自に就労定着の支援を行う人員配置等が必要なこと、就労者を一人も輩出していない事業所が多く残されており、一般就労者を輩出できていない原因の分析が必要なこと、などの指摘もあり、更なる政策的検討を進める段階に有る。